

日本大学生物資源科学部における「日本大学認定留学制度」 に関する取扱

平成 27 年 6 月 11 日制定 令和 2 年 8 月 1 日改正

平成 27 年 11 月 5 日改正 令和 2 年 8 月 1 日施行

平成 27 年 11 月 5 日施行

平成 29 年 2 月 21 日改正

平成 29 年 4 月 1 日施行

生物資源科学部における「日本大学認定留学制度」（以下、「認定留学制度」という）は、次のとおり取り扱う。

- 1 生物資源科学部では、**SAF** プログラム（日本大学と **The Study Abroad Foundation** 間の留学業務に関する協定の締結に基づいたプログラム）を利用した留学を、認定留学制度の対象とする。対象となるプログラムは以下の 4 つとする。
 - ① 学部授業履修プログラム
 - ② 英語力強化+学部授業履修プログラム
 - ③ コンカレント・プログラム
 - ④ 語学力強化プログラム
- 2 学務委員会の下部組織として、留学ワーキンググループ（以下「留学 WG」とする）を設置し、学生が行う留学前の認定留学申請及び留学後の単位認定申請の対応窓口とする。
- 3 留学 WG は、学務担当、学務委員会副委員長、当該学生の所属する学科の学務委員会委員（以下「留学 WG 担当教員」とする）及び担当職員 2 名をもって構成する。
- 4 留学 WG 担当教員は、学生からの留学相談の対応及び単位認定を含む卒業までの履修計画の指導等を行う。
- 5 認定留学を希望する学生は、履修計画等を作成し、所属する学科の留学 WG 担当教員の許可を得て、所定の期日までに教務課に申請しなければならない。申請があった場合は、認定留学の可否について留学 WG で審査し、その後、学務委員会及び教授会の議を経て、学部長が決定する。

6 単位の認定を希望する学生は、単位認定の申請書類に留学先の大学等から発行された証明書、授業の内容及び時間数等を示す書類を添えて、所属学科の留学 WG 担当教員及び学科主任の許可を得て、所定の期日までに教務課に申請しなければならない。申請があった場合は、単位認定の可否を学務委員会及び教授会の議を経て、学部長が決定する。

7 認定する単位数は他学科設置科目及び他学部設置科目等の履修による単位を含め、30 単位を上限とし、認定された授業科目の単位履修票及び成績証明書等の成績の表記は、認定した科目の成績欄に「N」をもって表す。

8 単位認定の対象授業科目は下表のとおりとする。

(表)

留学時の修得単位	単位認定対象科目
語学学校の授業科目	①教養教育科目の言語系科目 ②基礎専門科目「海外フィールド実習」 ③専門教育科目の言語系科目
学部の授業科目	①教養教育科目 ②基礎専門科目の「海外フィールド実習」 ③専門教育科目（所属学科のみ）

附 則

この取扱は、令和2年8月1日から施行する。